

# 一般社団法人日本末病学会末病医学認定医制度規則施行細則

第1条 末病医学認定医資格認定委員会および教育委員会の事務は本学会事務局にて行う。

第2条 資格認定審査は暫定期間以後は末病医学認定教科書に基づいた暫定期間終了時に定める認定カリキュラムに基づき資格審査を行う。本学会認定教科書（末病医学標準テキスト）を参考にして、末病医学の内容を把握しておく。

第3条 業績目録に記載された学術論文は本学会に報告されたもののほか、原則として学会誌に発表されたもの、またはレフェリー審査のある学術雑誌に発表されたものとする。学会発表は本学会で報告したものと、日本医学会総会、分科会として認められた学会、あるいは相当する関連の国内外の学会で発表されたものとする。

第4条 末病医学認定医の審査料は10,000円、認定登録料は20,000円とする。

第5条 末病医学認定医として認定されたものは、その後も連続して本学会の会員であり、会員でなくなった時点で特殊な事情がない限り、認定医は消滅する。特殊な事情については、定年に伴う本学会名誉会員、あるいは海外留学、病気による長期療養で学会員を中断するものについてはその旨の申請書を資格認定委員会に申請し認可されたもの等とする。

第6条 認定の更新に必要な単位数は50単位とする。別表に従い単位数を集計する。

第7条 末病医学認定医の認定更新を希望するものは次項に定める申請書類、更新審査料、認定料を添えて資格認定委員会に提出する。

1. 認定医認定更新申請書、これに更新認定登録料振込み済みコピーを貼付する。

2. 学術活動等に関しては、合計50単位以上取得したことを証明する資料。

第8条 特殊な事情があり更新が不可能である場合は更新期間の延期を申請できる。

第9条 資格認定委員会は申請書類によって更新を認定する。

第10条 本学会理事長は末病医学認定医の更新を認定されたものに対しては、理事会の議を経て認定証を交付し、学会誌に公表する。

第11条 更新認定登録料は20,000円とする。

第12条 本規定の改定は資格認定委員会、教育委員会および理事会の議決、および社員総会の承認を要す。

第13条 この規則は2005年1月10日より施行した。

この規則は2007年1月7日に第1回改正を実施した。

この規則は2009年10月31日より改正施行する。

この規則は2013年4月14日より改正施行する。

この規則は2013年11月9日より改正施行する。

この規則は2016年11月5日より改正施行する。

この細則は2018年10月27日より改正施行する。

ただし運用時期については2020年度までに段階的に進める。

**別表 1** 初回認定時に必要な業績

申請時点まで過去3年以上日本未病学会に属し、

①評議員：共同研究を含め2編以上本学会で研究発表もしくは学会誌への投稿

②一般会員：3編以上本学会で研究発表もしくは学会誌への投稿

経験した未病症例5例分の報告書を添付すれば1編の投稿あるいは学会発表を免除。

書式は本学会の症例報告書書式に準ずる。

③理事・監事等の役員

**別表 2** 認定更新時に必要な単位：50単位（5年間）

うち日本未病学会関連25単位必須（学会1. 2. 3. および論文1. 2. 3. に該当）とする。

I. 学会：	参加による 単位	筆頭演者 加算単位	共同演者 加算単位
1. 日本未病学会学術総会	15	5	3
2. 日本未病学会 各部会セミナー・地方会	8	2	1
後援、共催の講演会	5	5	1
3. 未病に関するフォーラム等の啓蒙活動の主催	5	5	-
4. 内規で定めるその他の関連学会年次集会	3	3	1

- 出席を証明する資料，たとえば会場費領収書等を添付すること。
- 演者とは講演者本人，ポスター発表も発表者本人，1学会1回として可能。共同演者も含まれる。
- 講演者，発表者であることを証明するプログラムコピー。

関連学会：

日本内科学会，日本小児科学会，日本外科学会，日本整形外科学会，日本産婦人科学会，日本医学会および，その分科会として認められた学会総会（年次学術集会等）。

日本老年医学会，日本臨床栄養学会，日本糖尿病学会，日本動脈硬化学会，日本肥満学会，日本人間ドック学会，日本病態栄養学会と，臨床検査医学系，東洋医学系，産業医学公衆衛生学系，薬学系，スポーツ医学系等については上記学会に匹敵する学会として理事会の承認を受けて増やすことを可能とする。

II. 論文発表：	筆頭著者の単位	共著著者の単位
1. 日本未病学会雑誌 原著論文	15	5
2. 日本未病学会雑誌 症例報告	15	5
3. 日本未病学会雑誌 プロシーディング	4	2
4. 未病関連学術誌掲載の総説他	2	0
5. 内規で定める関連学会誌掲載の原著論文	4	2

※当該部分の別刷りまたはコピーを添付すること。